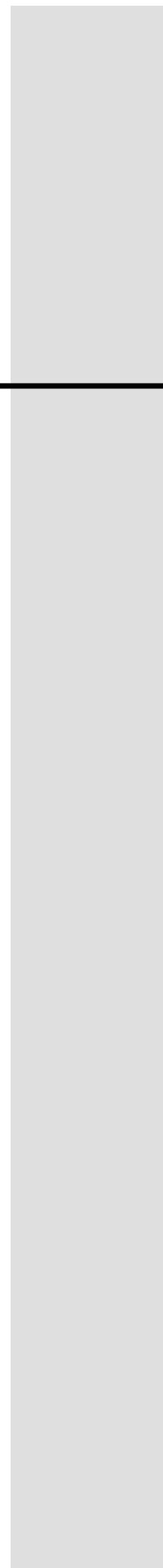


資料



米沢市介護保険運営協議会審議経過

	日 時	内 容
第 1 回	平成 30 年 10 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長及び副会長の選出 ・ 米沢市介護保険運営協議会について ・ 介護保険事業計画について
第 2 回	12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型サービス事業者（小規模多機能型居宅介護）の公募結果について ・ 地域密着型サービス事業者（地域密着型通所介護）の指定について ・ 松田外科医院の介護医療院転換について
第 3 回	平成 31 年 3 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 31 年度介護保険事業勘定特別会計予算（案）について ・ 松田外科医院の介護医療院転換について ・ 第 7 期介護保険事業計画の進捗管理について ・ 地域密着型サービスの指定等について ・ 平成 31 年度地域包括支援センター運営方針（案）について ・ 介護人材確保に係るアンケート調査について
第 4 回	令和元年 7 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度介護保険事業勘定特別会計決算報告（見込）について ・ 平成 30 年度地域包括支援センター事業報告について ・ 介護人材確保に係るアンケート調査の集約結果について ・ 地域包括支援センター（中部圏域）の公募について ・ 地域密着型サービスの指定等について
第 5 回	令和元年 9 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米沢市地域包括支援センター運営業務指定候補事業者の公募結果について ・ 介護予防事業及び生活支援体制の取組について ・ 地域密着型（介護予防）サービス事業所の運営状況について ・ 指定地域密着型サービス及び介護予防支援事業所の指定等について
第 6 回	令和 2 年 3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度介護保険事業勘定特別会計予算（案）について ・ 第 7 期介護保険事業計画の進捗状況について ・ 令和元年度地域包括支援センター運営について ・ 第 8 期介護保険事業計画に係る各種調査について ・ 令和 2 年度地域包括支援センター運営（案）について ・ 地域密着型サービス等の指定及び指定更新について ・ 地域密着型サービスの定員等の変更について

	日 時	内 容
第 7 回	令和 2 年 6 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度介護保険事業勘定特別会計決算報告（案）について ・ 高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画の施策・事業の評価と課題について ・ 第 8 期介護保険事業計画策定方針及び各種調査の報告について ・ 地域密着型サービス等の指定更新について
第 8 回	令和 2 年 9 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型サービス等の指定等について ・ 介護のしごと 普及啓発事業について ・ 米沢市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（第 1 章・第 3 章）について
第 9 回	令和 2 年 11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米沢市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画について ・ 地域密着型サービス等の指定について ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（1号事業）の休止について
第 10 回	令和 3 年 2 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度地域包括支援センター運営について ・ 令和 3 年度地域包括支援センター運営（案）について ・ 米沢市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画およびパブリック・コメントの結果について ・ 第 8 期介護保険料について
※	令和 3 年 2 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申

米沢市介護保険運営協議会条例

平成12年6月27日条例第48号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、米沢市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)の策定に関する事項
- (2) 事業計画の実施に関する事項
- (3) 介護保険法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターに関する事項
- (4) 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービスの指定等に関する事項
- (5) その他介護保険の運営に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 介護保険法第9条に規定する被保険者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第5条 第3条に規定する委員のほか、事業計画の策定に当たって必要があるときは、協議会に5人以内の臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、事業計画の策定に関する事項の調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

米沢市介護保険運営協議会委員名簿

委員区分	役職	所属団体等	氏名
1号委員	会長	米沢栄養大学 教授	加藤 守匡
	委員	社会福祉法人米沢弘和会	鈴木 藤雄
	//	米沢市医師会 理事	仁科 盛之
	副会長	米沢市歯科医師会 専務理事	渡部 宏一
2号委員	委員	米沢市老人クラブ連合会 副会長	石田 しづ子 (山口 智早子)
	//	米沢市ボランティア連絡協議会 会長	草苺 美紀
	//	米沢市社会福祉協議会 総務課長	田島 美佐子
	//	米沢市地域包括支援センター連絡会 会長	多田 智美 (宍戸 千香子)
	//	米沢市民生委員児童委員連合協議会 副会長	長岡 信浩 (情野 藤雄)
	//	米沢市介護支援専門員連絡協議会 会長	長沼 勇作
	//	山形県置賜総合支庁地域保健福祉課 地域福祉専門員	二瓶 久志 (村岡 秀也)
	//	米沢市コミュニティセンター館長会 会長	山口 孝一 (亀岡 淑子)
3号委員	委員	被保険者代表	五十嵐 勝
	//	被保険者代表	木村 幸子
	//	被保険者代表	情野 薫

※1号委員、2号委員、3号委員ごとに五十音順

※（ ）は前任者

用語の解説

あ行

あんしん電話事業

家庭用緊急通報機器を貸与・設置し、高齢者の日常生活における緊急事態への不安の解消を目的として行うものです。

一般介護予防事業

住民主体の通いの場を充実させ、継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指す事業です。介護予防把握事業・介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業・地域リハビリテーション活動支援事業等から構成されます。

か行

介護医療院

平成30年4月に新たに創設された介護保険施設で、長期にわたり療養が必要である人に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をを行います。介護療養型医療施設の転換先に含まれます。

介護給付適正化

介護給付を必要とする人を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業所が適切に提供するよう促すことです。

介護相談員派遣事業

介護相談員が介護サービス事業所を訪問し、利用者からの相談や苦情の対応を行うとともに、サービスの実態を把握し、利用者事業所の橋渡しを行うことでサービスの質の向上を図るものです。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス等から構成されます。

介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へとつなげるものです。

介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的知識の情報提供、教室開催による実践指導等により、介護予防活動の普及・啓発を行うものです。

介護老人福祉施設

介護保険施設の一つで、「特別養護老人ホーム」がこれにあたります。常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

介護老人保健施設

介護保険施設の一つで、状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。

家族介護者交流支援事業

温泉旅館等の宿泊施設を活用した事業で、在宅介護をしている家族を介護から一時的に解放し、介護者同士の相互交流を図ることで、身体的・精神的負担の軽減を目的に行うものです。

紙おむつ給付事業

市内の指定店から購入できる紙おむつ給付券を交付し、高齢者介護における経済的な負担を軽減することを目的に行うものです。

基本チェックリスト

生活機能が低下しているかを把握するための簡単な質問票で、この結果などを参考に介護予防・日常生活支援総合事業の対象者を選定しています。

協議体

生活支援等サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターや生活支援等サービス提供主体による定期的な情報共有及び連携強化の場であり、協働による資源開発等を推進するものです。

居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援（訪問介護及び通所介護を除き、いずれも介護予防サービスを含みます）サービスです。

ケアプラン（介護サービス計画）

介護保険において介護サービスを利用する際に、要支援・要介護者に対して作成される計画です。要支援・要介護者が適切に介護サービスを利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望をふまえて作成され、利用する施設や担当する居宅介護支援事業所等に作成が義務付けられています。

ケアマネジメント

施設や居宅介護支援事業所等に所属するケアマネジャー（介護支援専門員）が、要支援・要介護者や家族のニーズと公私にわたる様々な社会資源との間に立って、複数のサービスを適切に結びつけつつ、継続的なサービスの提供を確保し、要支援・要介護者の自立支援や生活の質の維持・向上を目指すことです。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要支援・要介護者を対象に、相談援助をはじめ、その心身の状況に応じて適切なサービスを受けることができるよう、ケアプランの作成、市町村・介護サービス事業者との連絡調整等を行う者で、専門職として厚生労働省令で定められています。

権利擁護業務

高齢者の虐待防止及び対応、消費者見守りサポーター養成講座を中心とした消費者被害防止及び対応、判断能力が十分でない方への成年後見申立支援等を必要に応じて行うものです。

口腔機能

食べる・話す・感じる・唾液を分泌するなどの口腔が担っている機能のことです。

高齢者いきいきデイサービス事業

コミュニティセンターを会場として、軽体操や交流を通じて、加齢に伴う筋力の低下など心身が衰えた状態になること（フレイル）を予防し、社会的孤立感の解消に資する事業を行うものです。

高齢者温泉利用福祉事業

高齢者等に対する福祉サービスの提供（高齢者への憩いの場の提供、いきいきデイサービスの会場の提供、介助が必要な障がい者への入浴提供、低料金での入浴提供等）について、民間事業所に委託し高齢者福祉に資する事業を行うものです。

高齢者生活支援生活援助員派遣事業

日常生活における軽微な支援を必要とする場合（ゴミ出し、暖房機器等への給油等）に、生活支援員を派遣するものです。

高齢者はり、きゆう、マッサージ等助成事業

はり、きゆう、マッサージ等の施術を受けた際に利用できる助成券を交付するものです。

高齢者見守り支援事業

週1回程度、支援員が高齢者宅を訪問し、玄関先で安否確認や短時間の話し相手となり、必要に応じて関係機関に繋ぐ役割を果たすものです。

さ行

在宅医療・介護連携事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護の関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するものです。

施設系・居住系サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護サービスです。

施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設サービスです。

社会福祉法人による利用者負担軽減措置事業

介護保険サービスを提供する社会福祉法人が、生計が困難な低所得者の利用者負担額の一部を軽減し、軽減した総額が基準を超えた場合に、市が助成を行います。利用者は、社会福祉法人から勧められて市へ申請し、利用者負担軽減確認証の交付を受けます。

住宅改修アドバイザー事業

介護保険サービスの住宅改修を希望する人に、リハビリの専門職を派遣し、住宅改修に関する助言及び指導を行う事業です。

消費者見守りサポーター

高齢者の消費者被害に早期に気づき、声をかけ、相談窓口につなぐ人です。「消費者見守りサポーター養成講座」を受講した人がサポーターとなります。

シルバー人材センター

高齢者のライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現・地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する公益法人です。

シルバーハウジング

高齢者に配慮された設備や構造を備え、緊急通報システム等が整備された公営賃貸住宅のことで、生活相談員（ライフサポートアドバイザー）による、日常生活の支援が受けられます。

住民主体の通いの場

住民が運営主体となって、集会所などの身近な場所に集まり、体操や趣味活動等の介護予防と地域づくりに資する取組を行うものです。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域においてネットワーク構築や資源開発などのコーディネート機能を担う人です。

生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置、協議体の設置等を通じ、民間企業、NPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア（地域住民）など、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくり及び生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するものです。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方々は、財産を管理したり、福祉サービスや施設の入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく理解できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。成年後見制度はこのような判断能力の不十分な方々を保護し、支援を行うものです。

層化無作為抽出法

アンケート調査などで調査対象者の中から実際に調査に回答する人を抽出する方法の一つです。調査対象者全体を年齢や性別などのいくつかの属性に区分し、属性の区分（層と言います）ごとに、調査に回答してもらう人を無作為に抽出する方法です。

総合相談支援業務

地域の高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスに繋ぎ、継続的に支援を行うものです。

た行

第1号介護予防支援事業

要支援者等の多様な生活支援等のニーズに対応する介護予防・日常生活支援サービスを行い、生きがい・やりがいを持って生活できる地域の実現を目指し一般介護予防事業（65歳以上の人のみが対象）を行うものです。

第1号被保険者

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人です。

第2号被保険者

市町村の区域内に住所を有する、40歳以上65歳未満の医療保険加入者です。

団塊の世代

一般的に、昭和22年から昭和24年にかけての第一次ベビーブームに生まれた世代をいいます。

団塊ジュニア世代

一般的に、昭和46年から昭和49年にかけての第二次ベビーブームに生まれた世代をいいます。

短期入所療養介護

居宅で能力に応じ自立した生活を営めるよう、要支援・要介護者が介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下での介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話を受けることができるサービスです。

地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成や地域活動組織への支援、住民主体の通いの場の立上げ等、介護予防に資する活動の支援を実施するものです。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域ケア会議

地域住民や介護支援専門員等の専門職の声を地域包括ケア推進に活かし、地域の実態に合致した地域包括ケアシステムを構築するための手法のひとつで、個別の事例について検討する「地域ケア個別会議」と、個別事例の検討等から明らかになった地域の課題などへの対応を検討する「地域ケア推進会議」とに分けられます。

地域支援事業

被保険者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う介護保険制度上の事業のことです。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるシステムのことをいいます。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように支援を行う総合機関で、センターには保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が配置されています。

地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場や、介護予防事業実施事業所への研修会等リハビリテーション専門職を派遣し、介護予防の取組を総合的に支援するものです。

通所リハビリテーション

居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、要支援・要介護者が介護老人保健施設や病院・診療所に通いながら、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションの提供を受け、心身の機能の維持回復を図るものです。

特定入所者介護サービス費

施設入所の食費・居住費が利用者の自己負担となったことに伴い創設された給付費で、所得の低い人の施設利用が困難とならないように、申請により所得の段階に応じて負担限度額を設け、これを超える食費・居住費は特定入所者介護サービス費として給付されます。

な行

日常生活圏域

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。本市では、中学校圏域としています。

入退院時調整ルール

置賜地域において、介護保険の適用が考えられる患者が、病院から在宅へ円滑に移行するための、「入院時」及び「退院時」における病院と介護支援専門員等の情報共有ルールです。（置賜保健所作成）

認知症

後天的な脳の器質的障害により、記憶機能及びその他の認知機能が低下し、日常生活上の支障がおよそ6か月以上継続している状態をいいます。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者です。「認知症サポーター養成講座」を受講した人がサポーターとなります。

認知症初期集中支援チーム

認知症の疑われる人又は認知症の人で医療サービス・介護サービスを受けていない人、または中断している人等に対し、受診や治療等の必要な支援につなぐため関与する専門職チーム。チームは専門医・看護師等で構成されています。

認知症地域支援推進員

認知症の人やその家族を対象とした相談支援、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の連携支援等を行う者です。本市では各地域包括支援センターに配置しています。

認知症ちょこっと相談所

認知症対応型共同生活介護等の介護事業所が、その事業所の有する経験や知識、人材を活かして認知症に関するちょっとした相談に対応するものです。また、地域の実情に応じた地域支援体制づくりのための取組協力も行います。

は行

徘徊高齢者等支援事業（事前登録制度「かえっぺ」）

認知症等で行方不明になる恐れのある高齢者の名前や特徴、写真等の情報を事前に登録し、早期発見・保護時の身元確認を行うものです。

福祉用具・住宅改修支援事業

居宅介護支援及び介護予防支援の提供を受けていない要介護等認定者に対し、住宅改修を行うに際し必要な相談及び助言を行うことによって住宅改修費の支給に至った場合に、その居宅介護支援事業所等へ理由書作成経費の助成を行うものです。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者個々の状況の変化に応じた包括的かつ継続的なケアマネジメントを可能とするため、介護支援専門員に対する支援を行うものです。

包括的支援事業

地域支援事業のうちの必須事業の一つで、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的として実施する事業です。地域包括支援センターの運営のほか、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業にて構成されています。

訪問介護

訪問介護員等が要介護者の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事の介護等日常生活の世話をを行うサービスです。

訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要支援・要介護者の居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

訪問リハビリテーション

病院・診療所等の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要支援・要介護者の自宅を訪問し、必要なりハビリテーションを行うサービスです。

訪問理美容助成事業

訪問理美容助成券を交付し、自宅での理髪に係る費用の一部を助成するものです。

や行

米沢市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業

介護保険居宅サービスの利用者負担が困難な利用者に対して、自己負担分の一部を市が助成するものです。市単独事業です。

ら行

ライフサポートアドバイザー

高齢者向け公営賃貸住宅等に居住している高齢者に対して、必要に応じて日常の生活指導、安否確認、緊急時における連絡等のサービスを行います。

老人クラブ活動推進事業

地域を基盤とする高齢者の自主組織である老人クラブの活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくり、知識や経験を活かした社会活動を推進し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資する事業を行うものです。

老人体育レクリエーション大会事業

スポーツ・レクリエーションを通じて、心身の健康の保持増進と相互の親睦を図り、明るい長寿社会づくり・保健福祉の向上に努めることを目的として開催する事業です。